

平成30年7月吉日

ご利用者 様
ご家族 様

松原市地域包括支援センター
社会福祉協議会

平成30年度介護報酬改定に伴う変更について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成30年4月の介護報酬改定に伴う重要事項説明書及び契約書の一部変更について、下記のとおりご連絡させていただきます。これからもご利用者様へのより良いサービス提供に努めますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

記

- 重要事項説明書（介護予防ケアマネジメント・介護予防支援）5ページ10追加及び契約書（介護予防ケアマネジメント・介護予防支援）別紙の1の②のク追加
 - ・複数のサービス提供事業者等の紹介について
利用者は、介護支援専門員に対して複数のサービス提供者等の紹介を求めることができます。
- 重要事項説明書（介護予防ケアマネジメント・介護予防支援）5ページ11追加及び契約書（介護予防ケアマネジメント・介護予防支援）別紙の1の②のケ追加
 - ・サービス提供事業者等の選定理由の説明について
利用者は、介護支援専門員が居宅サービス計画に位置付けたサービス提供事業者等の選定理由の説明を求めることができます。
- 重要事項説明書（介護予防ケアマネジメント・介護予防支援）6ページ12の(1)追加及び契約書（介護予防ケアマネジメント・介護予防支援）4ページ6の⑥のア追記
 - ・医療機関への介護支援専門員に係る情報提供について
利用者が医療機関に入院した場合は、担当介護支援専門員の氏名、連絡先等を医療機関に提出します。
- 重要事項説明書（介護予防ケアマネジメント・介護予防支援）6ページ12の(2)追加及び契約書（介護予防ケアマネジメント・介護予防支援）4ページ6の⑥のイ追記
 - ・医療機関への利用者に係る情報提供について
介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供します。